

## 【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年11月8日
【四半期会計期間】	第100期第2四半期（自 平成25年7月1日 至 平成25年9月30日）
【会社名】	セントラル硝子株式会社
【英訳名】	Central Glass Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 社長執行役員 皿澤 修一
【本店の所在の場所】	山口県宇部市大字沖宇部5253番地
【電話番号】	(0836)22-5035
【事務連絡者氏名】	宇部工場総務課長 村田 正徳
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区神田錦町3丁目7番地1
【電話番号】	(03)3259-7111
【事務連絡者氏名】	経理企画課長 橋本 秀和
【縦覧に供する場所】	セントラル硝子株式会社本社事務所 (東京都千代田区神田錦町3丁目7番地1) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

回次	第99期 第2四半期連結 累計期間	第100期 第2四半期連結 累計期間	第99期
会計期間	自平成24年4月1日 至平成24年9月30日	自平成25年4月1日 至平成25年9月30日	自平成24年4月1日 至平成25年3月31日
売上高(百万円)	81,705	90,444	173,543
経常利益(百万円)	4,058	5,209	9,143
四半期(当期)純利益(百万円)	2,181	1,393	4,860
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	231	6,778	9,373
純資産額(百万円)	116,463	131,375	125,416
総資産額(百万円)	214,920	236,118	237,382
1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	10.42	6.66	23.23
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益金額(円)	-	-	-
自己資本比率(%)	53.6	54.9	52.1
営業活動による キャッシュ・フロー(百万円)	7,220	9,444	14,819
投資活動による キャッシュ・フロー(百万円)	7,088	5,209	13,929
財務活動による キャッシュ・フロー(百万円)	1,548	7,573	4,583
現金及び現金同等物の四半期末(期末) 残高(百万円)	16,461	20,959	23,795

回次	第99期 第2四半期連結 会計期間	第100期 第2四半期連結 会計期間
会計期間	自平成24年7月1日 至平成24年9月30日	自平成25年7月1日 至平成25年9月30日
1株当たり四半期純利益金額又は1株 当たり四半期純損失金額( )(円)	3.28	4.60

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含んでおりません。

3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

#### 2【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

## 第2【事業の状況】

### 1【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、又は、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

### 2【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

### 3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

#### (1) 業績の状況

当第2四半期連結累計期間におけるわが国経済は、政府の経済対策により、円高の是正や株価が回復し、輸出企業を中心とした企業業績も改善の傾向にあり、景況感には明るさが見られるものの、一方で新興国経済の減速などといった海外景気の下振れ懸念が依然として存在しており、景気の先行きは不透明な状況が続いております。

このような経済環境の下で当社グループは積極的な販売活動を展開いたしました結果、当第2四半期連結累計期間の売上高は90,444百万円と前年同期比10.7%の増加となりました。

損益面につきましては、経営全般にわたる業務の効率化・合理化施策を推進してまいりました結果、経常利益は前年同期比1,150百万円増加の5,209百万円となりました。

また、ソーダ灰関連製品の生産停止決定に伴う関連設備の減損損失等を特別損失に計上しましたことにより、四半期純利益は、前年同期比787百万円減少の1,393百万円となりました。

セグメント別の業績は、次のとおりであります。

#### ガラス事業

建築用ガラスにつきましては、建築需要の高まりを受け、加工硝子などの出荷が好調に推移しましたため、売上高は前年同期を上回りました。

自動車用ガラスにつきましては、国内の自動車販売はエコカー補助金終了による反動で減少しましたが、北米事業の旺盛な需要により、全体では前年同期を上回る売上高となりました。

電子材料用ガラスにつきましては、タッチパネル関連製品の需要拡大を受け、出荷が増加しましたため、売上高は前年同期を上回りました。

以上、ガラス事業の売上高は50,191百万円（前年同期比11.4%増）となりましたが、損益につきましては、477百万円の営業損失（前年同期比541百万円の悪化）となりました。

#### 化成事業

化学品につきましては、新製品の出荷が売上増加に貢献しましたものの、既存の主力製品の出荷が低調に推移しましたため、売上高は前年同期を下回りました。

ファインケミカルにつきましては、半導体リソグラフィ関連製品の出荷が減少しましたが、医薬関連製品の出荷が好調に推移したことや、リチウムイオン電池用電解液の販売も前期から増加しましたため、売上高は前年同期を上回りました。

肥料につきましては、期中に肥料価格が値上げ改定された影響から、前倒し需要が発生し、売上高は前年同期を上回りました。

ガラス繊維につきましては、住宅設備分野の販売や、自動車用途において、採用されている車種の販売が堅調でありましたため、売上高は前年同期を上回りました。

以上、化成事業の売上高は40,252百万円（前年同期比9.8%増）となり、損益につきましては、4,601百万円の営業利益（前年同期比989百万円の増加）となりました。

#### (2) キャッシュ・フローの状況

##### (キャッシュ・フローの状況)

当第2四半期連結累計期間における現金及び現金同等物の残高は、平成25年3月末に比較し、2,835百万円減少の20,959百万円となりました。

##### (営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動で得られた資金は、税金等調整前四半期純利益や減価償却費などにより9,444百万円(前年同期比2,223百万円の増加)となりました。

##### (投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は、有形固定資産の取得による支出などにより5,209百万円(前年同期比1,879百万円の減少)となりました。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果使用した資金は、短期借入金の返済などにより、7,573百万円(前年同期比6,024百万円の増加)となりました。

### (3) 対処すべき課題

当第2四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等(会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項)は次のとおりであります。

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

#### (イ) 基本方針の内容の概要

当社は、当社株主は市場における自由な取引を通じて決定されるものと考えております。従って、当社の支配権の移転を伴うような当社株式の買付けの提案に応じるか否かのご判断も、最終的には株主の皆様の自由な意思に基づいて行われるべきものと考えております。

しかしながら、当社株式の大規模買付け行為(下記(イ)に定義されます。以下、同じとします。)の中には、( )買収の目的や買収後の経営方針等に鑑み、株主の皆様の共同の利益(以下、単に「株主共同の利益」といいます。)に対する明白な侵害をもたらすもの、( )株主の皆様に株式の売却を事実上強要するもの、( )当社取締役会が、大規模買付け者(下記(イ)に定義されます。以下、同じとします。)が提示する買収提案や事業計画等に代替する事業計画等(以下、「代替案」といいます。)を提示するために合理的に必要となる期間を与えないもの、( )株主の皆様に対して、買付内容を判断するために合理的に必要となる情報や時間を十分に提供することなく行われるもの、( )買付けの条件等(対価の価額・種類、買付けの時期、買付けの方法の適法性、買付けの実行の蓋然性等)が当社の企業価値に鑑み不十分又は不適當なものも想定されます。当社といたしましては、株主共同の利益を最大化すべきとの観点に照らし、このような大規模買付け行為を行う大規模買付け者は、例外的に、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当でないと考えております。

そこで、当社は、当社が生み出した利益を株主の皆様へ還元していくことで株主共同の利益を最大化することを本分とし、市場における自由な取引を通じて当社株主となられた方々にお支え頂くことを原則としつつも、大規模買付け行為により、このような株主共同の利益が毀損される場合には、かかる大規模買付け行為を行う大規模買付け者は当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であるものとして、法令及び定款によって許容される限度において、株主共同の利益の確保・向上のための相当な措置を講じることをその基本方針といたします。

#### (ロ) 基本方針策定の背景

当社の事業は、建築用ガラス、自動車産業向け加工ガラス等の製造・販売等を行うガラス事業、及び、化学品、肥料、ガラス繊維、ファインケミカル製品の製造・販売等を行う化成品事業から構成されており、当社の経営には、昭和11年の会社設立以来蓄積された専門知識・経験・ノウハウ、従業員、工場・生産設備が所在する地域社会、及び、国内外の顧客・取引先等との間に築かれた長期的取引関係への理解が不可欠であります。また、当社は、ファインケミカル製品を中心とした成長分野である高機能・高付加価値製品分野への経営資源の重点的な投入により、中長期的な視点から企業価値を増大させるべく努めることとしており、このような当社の事業特性に対する理解なくしては当社の企業価値を向上していくことは困難であり、また、株主共同の利益の維持・向上のためには、濫用的な買収等を未然に防ぎ、中長期的な観点からの安定的な経営を行うことが必須であると考えています。当社といたしましては、生産販売体制の強化と原価低減の推進等の経営全般にわたる効率化を進め、基幹事業における構造改革を推進するとともに、研究開発及び技術開発を強化し、成長分野への経営資源の重点的な投入を行い、当社財産の有効な活用、適切な企業集団の形成、グループ企業力の強化に取り組んでおります。

しかしながら、昨今、新しい法制度の整備や資本市場の情勢、経済構造・企業文化の変化等を背景として、対象となる会社の経営陣の賛同を得ることなく、一方的に大量の株式の買付けを強行するといった動きが散見されるようになり、場合によっては上記の取引関係や経営資源、適切な企業集団の形成等に基づく当社の持続的な企業価値の維持及び向上が妨げられるような事態が発生する可能性も否定できない状況となってまいりました。

当社といたしましては、このような動きに鑑み、大規模買付け者が現われる事態を常に想定しておく必要があるものと考えます。なお、当社といたしましては、あらゆる大規模買付け行為に対して否定的な見解を有するものではありません。

以上の事情を背景として、当社は上記(イ)のとおり基本方針を策定いたしました。

#### 基本方針の実現に資する特別な取組みの概要

当社は、多数の投資家の皆様へ中長期的に継続して当社に投資して頂くため、株主共同の利益を向上させるための取組みとして、下記(イ)の中期経営計画等による企業価値向上への取組み、及び、下記(ロ)のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方に基づくコーポレート・ガバナンスの充実のための取組みを実施しております。これらの取組みを通じて、株主共同の利益を向上させ、それを当社の株式の価値に適正に反映していくことにより、上記のような株主共同の利益を毀損する大規模買付け行為は困難になるものと考えられ、これらの取組みは、上記の基本方針の実現に資するものであると考えております。

#### (イ) 中期経営計画等による企業価値向上への取組み

(a) 当社グループの経営の基本方針

当社及び当社の関係会社（以下、総称して「当社グループ」といいます。）は、品質重視を基本とし、常に信頼される製品を提供し続けることにより、社会の発展に貢献することを目指しております。

事業活動においては、ガラス、化成品事業をコアビジネスとして、その事業基盤の安定化を図るとともに、高機能、高付加価値製品分野の拡充を図ります。また、環境対応・省エネルギー対応の推進や、グローバルな事業展開による収益力の向上に加え、財務体質を強化することにより、企業価値を増大させることを基本方針としております。

この方針のもと、生産販売体制の強化と原価低減の推進等、経営全般にわたり効率を高め、企業体質の改革を図るとともに研究開発力の強化と成長分野への経営資源の重点的な投入を行い、グループ企業力の強化に努めてまいります。

また、レスポンシブル・ケアの方針に基づき、製品の開発から廃棄に至る全ライフサイクルにおける「環境・安全・健康」を確保することにより、社会的責任を果たしてまいります。

(b) 中長期的な会社の経営戦略

当社グループは、企業価値の向上を目的として、平成23年度を初年度とする5カ年の中期経営計画を策定しております。

かかる中期経営計画の具体的な内容につきましては、第99期有価証券報告書「第2 事業の状況 3. 対処すべき課題 (1) 対処すべき課題」をご参照下さい。

(ロ) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方等

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方並びに当社の機関及び内部統制体制の整備の状況等につきましては、第99期有価証券報告書「第4 提出会社の状況 6. コーポレート・ガバナンスの状況等 (1) コーポレート・ガバナンスの状況」をご参照下さい。

基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの概要

当社は、平成25年5月9日開催の当社取締役会において、概ね下記のとおり、当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（以下、「本対応方針」といいます。）を導入することに関して決議を行い、あわせて本対応方針の導入に関する承認議案を同年6月27日開催の当社第99回定時株主総会に提出することを社外取締役1名を含む当社取締役全員の賛成により決定し、また、本対応方針の導入については同定時株主総会において株主の皆様の承認を得ております。なお、上記の取締役会には、社外監査役3名を含む当社監査役全員が出席し、いずれの監査役も具体的運用が適正に行われることを条件として、本対応方針に賛成する旨の意見を述べております。

また、本四半期報告書提出時点において、当社株式について具体的な大規模買付行為の兆候があるとの認識はございません。

なお、平成25年9月30日現在における当社の大株主の状況は、本四半期報告書「第3 提出会社の状況 1. 株式等の状況 (6) 大株主の状況」をご参照下さい。

本対応方針の内容の詳細につきましては、当社ホームページ[http://www.cgco.co.jp/ir/data/h250509\\_3.pdf](http://www.cgco.co.jp/ir/data/h250509_3.pdf)をご参照下さい。

(イ) 本対応方針の対象となる行為

本対応方針は、株券等保有割合又は株券等所有割合が20%以上となるような当社の株券等の買付行為等（但し、当社取締役会が予め承認した行為を除きます。）若しくはその可能性のある行為（以下、総称して「大規模買付行為」といいます。なお、大規模買付行為を行おうとし、又は現に行っている者を以下、「大規模買付者」といいます。）を対象としております。

(ロ) 大規模買付ルールの設定

大規模買付者に従って頂く大規模買付ルールの概要は、以下のとおりです。

(a) 意向表明書の提出

大規模買付者には、大規模買付行為の開始又は実行に先立ち、当社代表取締役社長執行役員宛に、大規模買付ルールに従うことを誓約する旨等を記載した意向表明書（大規模買付者が法人又は組合の場合には、代表者の資格証明書を含みます。）及び添付書面（商業登記簿謄本、定款の写しその他の大規模買付者の存在を証明するに足りる書面（外国語の場合には、日本語訳を含みます。））を提出して頂きます。

(b) 大規模買付者に対する情報提供要求

上記(a)の意向表明書をご提出頂いた場合、大規模買付者には、以下の手順に従い、当社に対して、大規模買付行為に対する株主の皆様のご判断及び当社取締役会の評価・検討等のために必要且つ十分な情報（以下、「大規模買付情報」といいます。）を提供して頂きます。

まず、当社は、大規模買付者に対して、意向表明書を提出して頂いた日から10営業日以内に、大規模買付行為の目的、方法及び内容等の当初提供して頂くべき情報を記載した大規模買付情報リストを発送しますので、大規模買付者には、かかる大規模買付情報リストに従って十分な情報を当社に提供して頂きます。なお、大規模買付情報リストに含まれる情報の具体的な内容については、当社取締役会が、外部専門家等の助言を得た上で、当該大規模買付行為の内容及び態様に照らして合理的に決定します。

また、大規模買付者から当初提供して頂いた情報だけでは当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断することや、当社取締役会が当該大規模買付行為に対する賛否の意見を形成して（以下、「意見形成」といいます。）、若しくは代替案を立案して（以下、「代替案立案」といいます。）株主の皆様に対して適切に提示すること、又は、特別委員会が下記（八）(a)に定める勧告を行うことが困難であると当社取締役会が必要に応じて外部専門家等の助言を得た上で合理的に判断する場合には、大規模買付者から追加の情報を提供して頂くための合理的な期間（大規模買付情報リストを発送した日から60日以内とします。以下、「追加情報提供期間」といいます。）を定めたと、株主の皆様による適切なご判断、当社取締役会による意見形成及び代替案立案並びに特別委員会による勧告のために必要な追加情報の提供を随時大規模買付者に対して要求することができるものとします。

なお、当社取締役会が、大規模買付者から提供された情報が大規模買付情報として必要且つ十分であり、大規模買付情報の提供が完了したと合理的に判断した場合、又は追加情報提供期間が満了した場合には、当社は、速やかに、その旨を大規模買付者に通知（以下、「情報提供完了通知」といいます。）するとともに、その旨を適時且つ適切に開示します。

さらに、当社は、当社取締役会の決定に従い、大規模買付行為の提案があった事実及び大規模買付者から提供された情報のうち当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断するために必要と認められる情報（大規模買付情報リストにより提供を求めた情報のうち大規模買付者から提供されなかった情報については、当該情報及び当該不提供の理由を含みます。）を適時且つ適切に開示します。

#### (c) 取締役会評価期間の設定等

当社取締役会は、情報提供完了通知を行った後、外部専門家等の助言を得た上で、大規模買付者が開示した大規模買付行為の内容に応じて、対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社株券等の全ての買付けの場合には最長60日間、その他の大規模買付行為の場合には最長90日間を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間（以下、「取締役会評価期間」といいます。）として設定します。

当社取締役会は、取締役会評価期間中、外部専門家等の助言を得ながら、大規模買付者から提供された情報に基づき、株主共同の利益の確保・向上の観点から、企図されている大規模買付行為に関して評価、検討、意見形成、代替案立案及び大規模買付者との交渉を行うものとします。かかる評価、検討及び意見形成の結果については、大規模買付者に通知するとともに、適時且つ適切に開示します。また、当社取締役会が立案した代替案については、株主の皆様にも提示することもあります。

なお、特別委員会が取締役会評価期間内に下記（八）(a)に定める勧告を行うに至らないこと等の理由により、当社取締役会が取締役会評価期間内に対抗措置の発動又は不発動の決議に至らないことにつきやむを得ない事情がある場合には、当社取締役会は、特別委員会の勧告に基づき、合理的に必要と認められる範囲内で取締役会評価期間を最長30日間延長することができるものとします（但し、延長は一度に限るものとします。）。当社取締役会が取締役会評価期間の延長を決議した場合、当該決議された具体的期間及びその具体的期間が必要とされる理由を適時且つ適切に開示します。

大規模買付行為は、本対応方針に別段の定めがない限り、取締役会評価期間の経過後にのみ開始することができるものとします。なお、株主意思確認総会（下記（八）(a)に定義されます。）を招集する場合については、下記（八）(c)をご参照下さい。

#### (八) 対抗措置の発動・不発動等

##### (a) 特別委員会の勧告

大規模買付者が大規模買付ルールにつきその重要な点において違反し、且つ、当社取締役会がその是正を書面により当該大規模買付者に対して要求した後5営業日以内に当該違反が是正されない場合には、特別委員会は、原則として、当社取締役会に対して、大規模買付行為に対する（ ）対抗措置の発動、又は、（ ）対抗措置の発動の是非について株主の皆様意思を確認するための株主総会（以下、「株主意思確認総会」といいます。）の招集を勧告します。

これに対して、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、特別委員会は、原則として、当社取締役会に対して、大規模買付行為に対する対抗措置の不発動を勧告します。もっとも、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、特別委員会が適切と判断する場合には、特別委員会は、当社取締役会に対して、株主意思確認総会の招集を勧告することができるものとします。また、当該大規模買付者がいわゆるグリーンメイラーである場合や、大規模買付者の提案する買収の方法が二段階買付け等の強圧的な方法による買収である場合等の当該大規模買付行為が株主共同の利益を著しく毀損するものであると明白に認められる場合には、特別委員会は、当社取締役会に対して、かかる大規模買付行為に対する対抗措置の発動を勧告することができるものとします。

##### (b) 当社取締役会による決議

当社取締役会は、特別委員会の勧告を最大限尊重した上で、対抗措置の発動若しくは不発動、又は株主意思確認総会の招集その他必要な決議を行うものとします。

##### (c) 株主意思確認総会の招集

当社取締役会は、（ ）特別委員会が株主意思確認総会を招集することを勧告した場合、又は、（ ）特別委員会から対抗措置の発動若しくは不発動の決議をすべき旨の勧告がなされた場合であっても、当該勧告に従うことにより取締役の善管注意義務に違反するおそれがある等の事情があると認める場合には、対抗措置の発動若しくは不発動の決議を行わず、株主意思確認総会を招集し、対抗措置を発動するか否かのご判断を株主の皆様に行って頂くことができる

ものとし、当社取締役会は、株主意思確認総会を招集する場合には、対抗措置を発動するか否かの判断について、当該株主意思確認総会の決議に従うものとし、

大規模買付者は、当社取締役会が株主意思確認総会を招集することを決定した場合には、当該株主意思確認総会最終時まで、大規模買付行為を開始することができないものとし、

(d) 対抗措置の具体的内容

当社取締役会が本対応方針に基づき発動する大規模買付行為に対する対抗措置は、原則として、会社法第277条以下に規定される新株予約権の無償割当てによるものとし、(以下、割り当てられる新株予約権を「本新株予約権」といいます。)。但し、会社法その他の法令及び当社の定款上認められるその他の対抗措置を発動することが適切と判断された場合には、当該その他の対抗措置が用いられることもあり得るものとし、

大規模買付行為に対する対抗措置として本新株予約権の無償割当てをする場合には、( )例外事由該当者による権利行使は認められないとの行使条件や、( )当社が本新株予約権の一部を取得することとするときに、例外事由該当者以外の新株予約権者が所有する本新株予約権のみを取得することができる旨を定めた取得条項等、大規模買付行為に対する対抗措置としての効果を勘案した行使期間、行使条件、取得条項等を設けることがあります。

上記 の取組みについての取締役会の判断

当社は、企業価値を安定的かつ持続的に向上させていくことこそが株主の皆様共同の利益の向上のために最優先されるべき課題であると考え、株主共同の利益の向上を目的として、上記 の取組みを行っております。これらの取組みを通じて、株主共同の利益を向上させ、それを当社の株式の価値に適正に反映させていくことにより、株主共同の利益を毀損する当社株式の大規模買付行為は困難になるものと考えられます。従いまして、上記 の取組みは上記の基本方針に沿うものであり、株主共同の利益を損なうものではなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

上記 の取組みについての取締役会の判断

上記 の取組みは、大規模買付行為に関する必要な情報の提供とその内容の考慮・検討のための期間の確保の要請に応じない大規模買付者、及び、株主共同の利益を毀損する大規模買付行為を行おうとし又は現に行っている大規模買付者に対して、対抗措置を発動することができることとしております。従いまして、上記 の取組みは、これらの大規模買付者による大規模買付行為を防止するものであり、上記 の基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みであります。また、上記 の取組みは、株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、大規模買付者に対して、事前に当該大規模買付者が実施しようとする大規模買付行為に関する必要な情報の提供及びその内容の考慮・検討のための期間の確保を求めるために導入されるものです。さらに、上記 の取組みにおいては、株主意思の重視(株主総会決議による導入、株主意思確認総会の招集及びサンセット条項)、合理的な客観要件の設定、特別委員会の設置等、当社取締役会の恣意的な判断を排し、上記 の取組みの合理性を確保するための様々な制度及び手続が確保されております。

従いまして、上記 の取組みは上記 の基本方針に沿うものであり、株主共同の利益を損なうものではなく、また当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

(4) 研究開発活動

当第2四半期連結累計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は、2,536百万円であります。

なお、当第2四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

### 第3【提出会社の状況】

#### 1【株式等の状況】

##### (1)【株式の総数等】

###### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	867,944,000
計	867,944,000

###### 【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成25年9月30日)	提出日現在発行数(株) (平成25年11月8日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	214,879,975	214,879,975	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数 1,000株
計	214,879,975	214,879,975	-	-

##### (2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

##### (3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

##### (4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

##### (5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金残高 (百万円)
平成25年7月1日～ 平成25年9月30日	-	214,879	-	18,168	-	8,075



(6) 【大株主の状況】

平成25年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総 数に対する所 有株式数の割 合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-11	13,901	6.47
みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 みずほ銀行口 再信託受託者 資産管理サービス信託銀行株式会社	東京都中央区晴海1丁目8-12	10,407	4.84
ノーザン トラスト カンパニー (エイブイエフシー) サブ アカウント アメリカン クライアント (常任代理人 香港上海銀行東京支店 カストディ業務部)	50 BANK STREET CANARY WHARF LONDON E145NT, UK (東京都中央区日本橋3丁目11-1)	8,630	4.02
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	8,582	3.99
ザ チェース マンハッタン バンク エヌエイ ロンドン エス エル オムニバス アカウント (常任代理人 株式会社みずほ銀行 決済営業部)	WOOLGATE HOUSE, COLEMAN STREET LONDON EC2P 2HD, ENGLAND (東京都中央区月島4丁目16-13)	6,529	3.04
セントラル硝子株式会社	山口県宇部市大字沖宇部5253番地	5,499	2.56
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(退職給付信託口・山口銀行口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	4,300	2.00
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	東京都中央区晴海1丁目8-11	4,125	1.92
三井住友海上火災保険株式会社	東京都千代田区神田駿河台3丁目9番地	3,734	1.74
ノーザン トラスト カンパニー エイブイエフシー リユーエス タックス エグゼンプテド ペンション ファンズ (常任代理人 香港上海銀行東京支店 カストディ業務部)	50 BANK STREET CANARY WHARF LONDON E145NT, UK (東京都中央区日本橋3丁目11-1)	3,580	1.67
計	-	69,287	32.24

(注) 1. 共同保有者である株式会社みずほ銀行、みずほ証券株式会社及びみずほ信託銀行株式会社から、平成25年7月22日付で変更報告書の写しの送付(報告義務発生日平成25年7月15日)があり、それぞれ次の通り株式を所有している旨の報告を受けておりますが、当社として当第2四半期会計期間末時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号	株式 10,407	4.84
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町1丁目5番1号	株式 476	0.22
みずほ信託銀行株式会社	東京都中央区八重洲一丁目2番1号	株式 2,836	1.32

2. 共同保有者であるNOMURA INTERNATIONAL PLC及び野村アセットマネジメント株式会社から、平成25年9月6日付で変更報告書の写しの送付(報告義務発生日平成25年8月30日)があり、それぞれ次の通り株式を所有している旨の報告を受けておりますが、当社として当第2四半期会計期間末時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
NOMURA INTERNATIONAL PLC	1 Angel Lane, London EC4R 3AB, UK	株式 654	0.30
野村アセットマネジメント株式会社	東京都中央区日本橋一丁目12番1号	株式 10,145	4.72

3. 共同保有者である三井住友信託銀行株式会社、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社及び日興アセットマネジメント株式会社から、平成25年10月4日付で変更報告書の写しの送付(報告義務発生日平成25年9月30日)があり、それぞれ次の通り株式を所有している旨の報告を受けておりますが、当社として当第2四半期会計期間末時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号	株式 9,502	4.42
三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社	東京都港区芝三丁目33番1号	株式 279	0.13
日興アセットマネジメント株式会社	東京都港区赤坂九丁目7番1号	株式 2,116	0.98

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成25年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 5,816,000		
完全議決権株式(その他)	普通株式 208,157,000	208,157	
単元未満株式	普通株式 906,975		
発行済株式総数	214,879,975		
総株主の議決権		208,157	

【自己株式等】

平成25年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
セントラル硝子株式会社	山口県宇部市大字 沖宇部5253番地	5,499,000	-	5,499,000	2.56
宇部吉野石膏株式会社	山口県宇部市大字 沖宇部5254番地11	317,000	-	317,000	0.15
計		5,816,000	-	5,816,000	2.71

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

## 第4【経理の状況】

### 1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

### 2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期連結会計期間（平成25年7月1日から平成25年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成25年4月1日から平成25年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について八重洲監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】  
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成25年9月30日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	23,954	21,132
受取手形及び売掛金	44,243	39,776
商品及び製品	25,095	25,516
仕掛品	1,540	1,861
原材料及び貯蔵品	11,502	11,306
その他	4,307	4,879
貸倒引当金	287	227
流動資産合計	110,356	104,245
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	22,348	21,531
機械装置及び運搬具(純額)	34,694	33,647
土地	24,672	24,654
建設仮勘定	2,755	3,128
その他(純額)	2,788	2,775
有形固定資産合計	87,259	85,737
無形固定資産		
のれん	-	197
その他	954	919
無形固定資産合計	954	1,116
投資その他の資産		
投資有価証券	34,346	40,375
その他	4,813	5,047
貸倒引当金	347	403
投資その他の資産合計	38,811	45,019
固定資産合計	127,025	131,873
資産合計	237,382	236,118

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成25年9月30日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
支払手形及び買掛金	16,905	17,087
短期借入金	32,042	27,446
未払法人税等	2,060	826
賞与引当金	1,252	1,444
工事損失引当金	8	1
災害損失引当金	10	-
その他	19,113	17,801
流動負債合計	71,393	64,608
固定負債		
社債	10,400	10,400
長期借入金	12,069	10,730
退職給付引当金	7,745	7,961
役員退職慰労引当金	37	29
特別修繕引当金	4,506	3,373
環境対策引当金	146	147
その他	5,667	7,491
固定負債合計	40,572	40,134
負債合計	111,965	104,742
純資産の部		
株主資本		
資本金	18,168	18,168
資本剰余金	8,117	8,117
利益剰余金	93,768	94,522
自己株式	2,844	2,845
株主資本合計	117,210	117,962
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	9,371	13,282
繰延ヘッジ損益	394	261
為替換算調整勘定	3,247	1,779
その他の包括利益累計額合計	6,518	11,764
少数株主持分	1,686	1,648
純資産合計	125,416	131,375
負債純資産合計	237,382	236,118

( 2 ) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】  
 【四半期連結損益計算書】  
 【第 2 四半期連結累計期間】

( 単位：百万円 )

	前第 2 四半期連結累計期間 (自 平成24年 4 月 1 日 至 平成24年 9 月30日)	当第 2 四半期連結累計期間 (自 平成25年 4 月 1 日 至 平成25年 9 月30日)
売上高	81,705	90,444
売上原価	61,510	69,776
売上総利益	20,194	20,667
販売費及び一般管理費	<sup>1</sup> 16,519	<sup>1</sup> 16,547
営業利益	3,675	4,120
営業外収益		
受取利息	7	9
受取配当金	306	312
為替差益	-	737
その他	1,175	1,040
営業外収益合計	1,489	2,100
営業外費用		
支払利息	245	251
為替差損	245	-
固定資産廃棄損	216	316
持分法による投資損失	5	73
その他	392	369
営業外費用合計	1,105	1,010
経常利益	4,058	5,209
特別利益		
固定資産売却益	-	417
負ののれん発生益	-	44
特別利益合計	-	461
特別損失		
投資有価証券評価損	330	10
減損損失	-	3,482
合併契約解消に伴う損失	282	-
特別損失合計	613	3,493
税金等調整前四半期純利益	3,445	2,176
法人税等	1,228	735
少数株主損益調整前四半期純利益	2,216	1,440
少数株主利益	35	47
四半期純利益	2,181	1,393

【四半期連結包括利益計算書】  
 【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
少数株主損益調整前四半期純利益	2,216	1,440
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	2,405	3,923
繰延ヘッジ損益	350	133
為替換算調整勘定	244	1,383
持分法適用会社に対する持分相当額	63	164
その他の包括利益合計	2,448	5,337
四半期包括利益	231	6,778
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	284	6,639
少数株主に係る四半期包括利益	53	138



(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前四半期純利益	3,445	2,176
減価償却費	3,691	4,383
減損損失	-	3,482
のれん償却額	107	21
引当金の増減額(は減少)	117	1,182
受取利息及び受取配当金	313	322
支払利息	245	251
持分法による投資損益(は益)	5	73
投資有価証券評価損益(は益)	330	10
固定資産売却損益(は益)	8	418
固定資産廃棄損	216	316
売上債権の増減額(は増加)	4,931	6,560
たな卸資産の増減額(は増加)	1,168	445
仕入債務の増減額(は減少)	2,639	1,068
未払消費税等の増減額(は減少)	100	75
未払費用の増減額(は減少)	992	1,561
その他	1,130	1,658
小計	9,216	11,436
利息及び配当金の受取額	313	322
利息の支払額	286	274
法人税等の支払額	2,022	2,040
営業活動によるキャッシュ・フロー	7,220	9,444
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
定期預金の預入による支出	15	158
定期預金の払戻による収入	15	158
有形固定資産の取得による支出	6,861	4,978
有形固定資産の売却による収入	36	486
投資有価証券の取得による支出	29	3
少数株主からの株式取得による支出	-	296
その他	233	417
投資活動によるキャッシュ・フロー	7,088	5,209
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
短期借入金の純増減額(は減少)	552	5,177
長期借入れによる収入	142	100
長期借入金の返済による支出	1,579	1,612
自己株式の取得による支出	1	2
配当金の支払額	627	836
少数株主への配当金の支払額	31	38
その他	3	4
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,548	7,573
現金及び現金同等物に係る換算差額	64	295
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	1,351	3,042
現金及び現金同等物の期首残高	17,812	23,795
連結の範囲の変更に伴う現金及び現金同等物の増減額(は減少)	-	207
現金及び現金同等物の四半期末残高	<sup>1</sup> 16,461	<sup>1</sup> 20,959



【注記事項】

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

第1四半期連結会計期間より、セントラルエンジニアリング(株)及び東海加工センター(株)は、重要性が増したため連結の範囲に含めております。

(四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

(税金費用の計算)

当社及び一部の連結子会社の税金費用については、当第2四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

(四半期連結貸借対照表関係)

保証債務

連結会社以外の会社等の金融機関等からの借入に対する連帯保証債務

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)		当第2四半期連結会計期間 (平成25年9月30日)
(協)徳島ウッドテック	1,049百万円	(協)徳島ウッドテック	1,049百万円
その他1件	0	その他1件	0
合計	1,050	合計	1,050

(四半期連結損益計算書関係)

1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)
販売運賃及び諸掛	5,189百万円	5,357百万円
従業員給与等	4,339	4,375
賞与引当金繰入額	301	282
退職給付引当金繰入額	314	273
役員退職慰労引当金繰入額	1	0
貸倒引当金繰入額	42	7

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前第2四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)
現金及び預金勘定	16,610百万円	21,132百万円
預入期間が3か月を超える定期預金	149	172
現金及び現金同等物	16,461	20,959

(株主資本等関係)

1 前第2四半期連結累計期間(自平成24年4月1日至平成24年9月30日)

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成24年5月21日 取締役会	普通株式	628	3.00	平成24年3月31日	平成24年6月7日	利益剰余金

(2) 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間末後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成24年10月31日 取締役会	普通株式	837	4.00	平成24年9月30日	平成24年12月10日	利益剰余金

2 当第2四半期連結累計期間(自平成25年4月1日至平成25年9月30日)

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成25年5月20日 取締役会	普通株式	837	4.00	平成25年3月31日	平成25年6月6日	利益剰余金

(2) 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間末後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成25年10月31日 取締役会	普通株式	837	4.00	平成25年9月30日	平成25年12月10日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

- 1 前第2四半期連結累計期間(自平成24年4月1日至平成24年9月30日)  
 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント			調整額 (注)	四半期連結 損益計算書 計上額
	ガラス事業	化成品事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	45,051	36,654	81,705	-	81,705
セグメント間の内部 売上高又は振替高	6	1,052	1,058	1,058	-
計	45,057	37,707	82,764	1,058	81,705
セグメント利益 (営業利益)	63	3,612	3,675	0	3,675

(注) 調整額は、セグメント間取引消去であります。

- 2 当第2四半期連結累計期間(自平成25年4月1日至平成25年9月30日)  
 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント			調整額 (注)	四半期連結 損益計算書 計上額
	ガラス事業	化成品事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	50,191	40,252	90,444	-	90,444
セグメント間の内部 売上高又は振替高	5	1,076	1,082	1,082	-
計	50,197	41,329	91,526	1,082	90,444
セグメント利益又は損失( ) (営業利益)	477	4,601	4,123	3	4,120

(注) 調整額は、セグメント間取引消去であります。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

「ガラス事業」セグメントにおいて、124百万円減損損失を計上しております。

「化成品事業」セグメントにおいて、ソーダ灰及び関連製品の生産を停止することを決定しましたため、3,358百万円減損損失を計上しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)
1株当たり四半期純利益金額	10円42銭	6円66銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(百万円)	2,181	1,393
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益金額(百万円)	2,181	1,393
普通株式の期中平均株式数(千株)	209,249	209,225

(注)潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

決算日後の状況

特記事項はありません。

配当について

平成25年10月31日開催の取締役会において、当期中間配当を次のとおり決議しました。

(イ) 中間配当による配当金の総額 837百万円

(ロ) 1株あたりの金額 4円00銭

(ハ) 支払請求の効力発生日及び支払開始日 平成25年12月10日

(注) 平成25年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者に対し、支払いを行います。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成25年11月7日

セントラル硝子株式会社

取締役会 御中

### 八重洲監査法人

代表社員  
業務執行社員 公認会計士 本間 英雄 印

代表社員  
業務執行社員 公認会計士 齋藤 勉 印

業務執行社員 公認会計士 辻田 武司 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているセントラル硝子株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成25年7月1日から平成25年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成25年4月1日から平成25年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

#### 四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

#### 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、セントラル硝子株式会社及び連結子会社の平成25年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。